

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	収納課
委託業務名	市税滞納整理システムソフトウェア保守業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	既に導入している市税滞納整理システムについて、操作の問い合わせ対応、プログラムバグ対応、ハード障害からの復旧作業等の保守業務を行う。
契約期間	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	550,000円
契約の相手方	〔所在地〕福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 大博センタービル 〔名称〕株式会社 シンク
契約相手方の選定理由	株式会社 シンクは、既に導入している市税滞納整理システムのソフト開発業者であり、同システムの保守業務を行うには、システム内容に十分に精通している当該業者でなければ、トラブル対応等に的確な対応ができない。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。